

すれ違う「障害者・介助者」観 ～医療関係者と障害当事者間のズレ～

京都大学 教育学部 教育科学科 4年 油田優衣

本発表の目的

- 入院中の重度訪問介護利用が2018年度より認可された。
- 発表者もこの制度を利用し、介助者を伴っての入院生活を送ったが、入院中に感じたのは、自立生活運動で広められた障害者観や介助者観と、病院の医療関係者のそれとのズレ
- 今回は、発表者の具体的なエピソードをもとに、当事者の視点からそのズレを報告する

入院中の重度訪問介護の利用について

- 2018年度より認可された
- 本人の意思や介助方法を医療関係者に伝達する等の支援を行う
- 発表者も、重度訪問介護を使い、昨年、介助者を伴っての短期入院を経験

しかし.....

- そこで感じたのは、自立生活運動で広められた障害者観や介助者観と、病院の医療関係者のそれとのズレ



【写真1】 病室での風景

自立生活運動について

自立観の転換

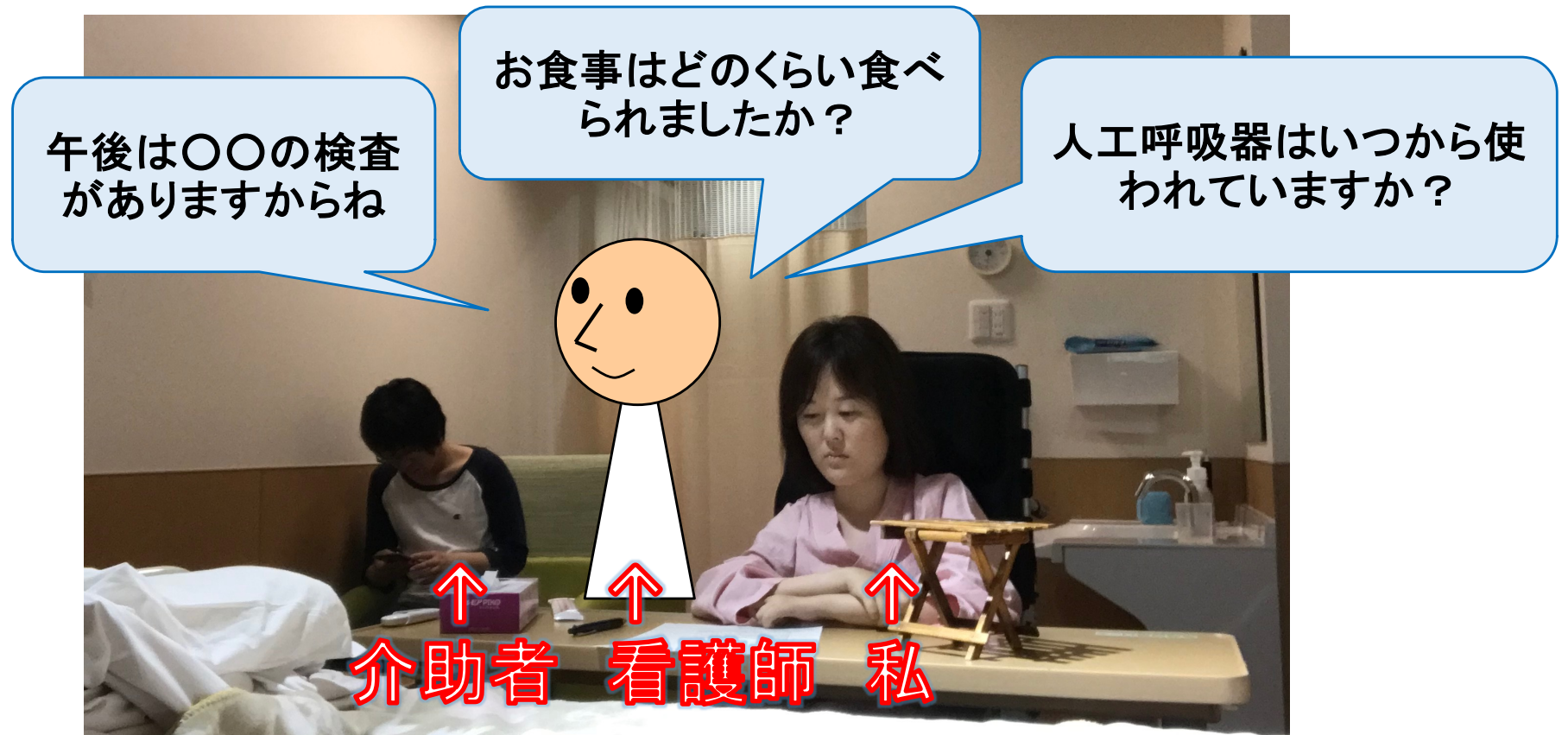
- ・ 従来の「身辺的自立」「経済的自立」という自立観に対して、「**自己決定による自立**」という概念を打ち出し、「自分で生活の仕方を選択しながら地域で生きる」自立生活を実践

介助者手足論

- ・ **意思決定の主体としての障害者に介助者は手段としてアシストする**
- ・ このような考えのもと介助者を伴って社会に出ることは、介助者以外の健常者に対して「障害者こそが主体である」ことを示すことに繋がる。
介助者に向かって話しかけてくる人々に対し、介助者は反応せず、障害者が前に出て応答することは、世間の「*障害者をなおざりにし健常者同士でコミュニケーションしてしまう無意識的な慣行*」(前田、2009)や「*障害者には主体性がないという考え*」(究極、1998)に対する対抗運動

障害者こそが「主体」であり、介助者は背後でアシストするという考え方

エピソード① 私に話しかけて！



【写真2】 介助者に話しかける看護師

多くの医療関係者が、何度も、私ではなく介助者に話しかける

エピソード② 代筆と代理署名

私は、前記のとおり髄液検査についての十分な説明を受け、不明な点については質問する機会を得ました。この説明により、予定されている髄液検査について理解しましたので、髄液検査の実施に同意いたします。
(この同意は検査開始までのいかなる時においても取り消すことができます。中止を希望される場合はいつでもお申し出ください)

2019年5月21日

患者氏名: _____ (必ず本人記載のこと)

住所: _____

(本人が記載できない場合は必須)

検査を受ける方の氏名: _____

親権者または代理人の氏名: _____ 続柄(____)

住所: _____

本人が記載できない理由: _____

【写真3】 ある同意書の署名欄

- 私は介助者に署名の代筆を頼み、「代理署名欄」には何も書かずに提出
- 後日、病棟のスタッフから電話が。「同意書の署名、ヘルパーさんに書いてもらったとのことなんですが、代理署名欄が書かれていなくて。ヘルパーさんのお名前を教えてくださいませんか？」

エピソード③〈ひとりで〉入浴できない？

- ・ 介助者を伴って入院生活を送る上で一番問題となったのは、病院内(かつ制度上)において、介助者による身体的な介助が認められないこと
- ・ 入浴をめぐるやりとり
私「個室にあるシャワー室で、介助者とシャワーを浴びたい(ので、シャワーチェアを貸してほしい)のですが。」
看護師「シャワーを使うのは、一人で入れる人は良いのですが、一人でできない人は看護師がいないとダメなんです。ヘルパーさんに入浴介助してもらうのも病院の決まりでダメでして。もし怪我などがあったら困りますので。」



わたし(ヘルパーさんがいれば)自分で入れるのに.....

考察：障害者観・介助者観の溝

1970年代から始まった自立生活運動は.....

- ・自己決定による自立観を提示。
身辺的自立ができないことをもって「当人は行為の主体ではない、責任の取れる主体ではない」とする考え方に対して異議を唱えてきた。
- ・「障害者こそが主体であり、介助者は背後でアシストする」という障害者観・介助者観

しかし.....

- ・世間には未だに、「介助者は障害者の保護者のような存在である」「身辺的自立が可能な人が自立した人・責任のとれる主体である」という考えが存在する
→入院中のエピソード

考察：障害者観・介助者観の溝

- エピソード①: 障害者本人にではなく介助者に向かって話しかける
→ 介助者を主体とみなしている
「親」や「保護者」としての介助者観
- エピソード②: 代筆の場合は、代理署名欄への記入が必須
→ 介助者は「代理人」(他の人が代理権に基づき、本人の代わりに意思決定し、契約を行う人)とされ、私が一人で意思決定し契約したとはみなされない
- エピソード③: (介助者がいれば入浴できる人も)単に「一人で入浴できない」ということだけで、事故が起こった時のために、看護師の付き添いが必要となる
(しかし、事故や怪我の危険があることは、介助者を伴っていても同じ……)
→ 単に自分で身体的動作ができないというだけで、その人は、「できない人」「責任を取れない者」とみなされてしまう(身辺的自立という自立観)

制度上の問題も...

- 看護師としての“専門業務”には、「できない」人たちへの介護業務も含まれ、それを他職種にお願いすることが專業違反になる。
- 入院中の重度訪問介護では、「そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」。

↓

あくまで、「コミュニケーション支援」

(適切な体位交換の方法を看護スタッフに伝えるため、ヘルパーが看護スタッフと一緒に体位交換の方法を示すといったことを含む)。

- 病院側が介助者による介助を認めないのは、恐らく制度・決まりによる理由の方が強いと思われる.....

おわりに

- 障害者の自立生活運動によって、「自己決定による自立」や「介助者手足論」という言葉と共に、障害者の主体性が主張され、それを裏で支える介助者という考えが広められて約半世紀が経つ
- しかし、運動の中で“当たり前”の考えは、一歩外に出て違う場所に行くと、全く通じない
(Ex. 医療現場における、「親」「保護者」としての介助者観、身辺的自立としての自立観)
- 私たちはこれからも引き続き、自立生活運動の理念や考え方を、立場の異なる〈外〉にいる人々にも、丁寧にじっくりと伝えてゆき、浸透させていくことが必要である
(障害のある人が、入院中も、一人の「主体」として扱われるように)